

「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく東近江圏域の取組方針 新旧対照表

旧	新
<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく 東近江圏域の取組方針</p> <p>2023年6月12日改定</p> <p>東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会</p> <p>[近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台]</p>	<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく 東近江圏域の取組方針 (案)</p> <p>令和●年●月●日改定</p> <p>東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会</p> <p>[近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台]</p>

※改定前の取組方針では、年の表記方法について元号と西暦が混在していたため、今回の改定で元号表記に統一した。

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受け、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。

このように中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。

また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。

滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 20 年 11 月には、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。

本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、東近江圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受けて浸水が長期に及ぶ地域があることなどを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的と位置づけ、取組方針をとりまとめた。

なお、平成 30 年 12 月には、社会资本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るために、取組方針を改定した。

また、令和 3 年度に取組方針の対象とする期間が終了したことから、今後も取り組むべき内容について整理し、取組方針を改定した。

2. 東近江圏域の概要

東近江圏域は、滋賀県南東部の琵琶湖東岸に位置し、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町及び彦根市、愛荘町の一部（愛知川流域）と湖南市、野洲市の一部（日野川流域）を含む 5 市 3 町の淀川水系に属する一級河川およびその流域を対象とし、圏域の面積は約 615 km²である。

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受け、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。

このように中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。

また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。

滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 20 年 11 月には、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。

本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、東近江圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受けて浸水が長期に及ぶ地域があることなどを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的と位置づけ、取組方針をとりまとめた。

なお、平成 30 年 12 月には、社会资本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るために、取組方針を改定した。

また、大津土木事務所管内と湖東土木事務所管内で、令和 7 年 3 月に滋賀県河川整備 5 カ年プラン（第 3 期）が更新され、滋賀県全域の河川整備 5 カ年プラン（第 3 期）の更新が完了したことから、一齊に取組内容の改定を行うこととし、本圏域の取組方針を改定した。

2. 東近江圏域の概要

東近江圏域は、滋賀県南東部の琵琶湖東岸に位置し、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町及び彦根市、愛荘町の一部（愛知川流域）と湖南市、野

4. 減災のための目標

5か年で実施すべき東近江圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 被害軽減の取組
- 3) 泊濁水の排除、浸水被害軽減に関する取組
- 4) 防災施設の整備等に関する事項
- 5) 減災・防災に関する取組および支援

また、上記の内、具体的な避難、水防等に関する減災のための重点目標は、次のとおり。

【減災のための重点目標】

- ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する
- ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する
- ・2026年3月までに「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する
- ・水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する

4. 減災のための目標

5か年で実施すべき東近江圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 被害軽減の取組
- 3) 泊濁水の排除、浸水被害軽減に関する取組
- 4) 防災施設の整備等に関する事項
- 5) 減災・防災に関する取組および支援

また、上記の内、具体的な避難、水防等に関する減災のための重点目標は、次のとおり。

【減災のための重点目標】

- ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する
- ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する
- ・令和8年3月までに「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する
- ・水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する

5. 概ね5年で実施する取組（2022年度～2026年度）

各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

目標時期の考え方

目標時期（記載例）	考え方
引き続き実施	・今後も継続して行う取組
順次実施	・概ね5年の間に着手する取組

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）		
水害 ・平成29年6月末に構築された水害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
土砂災害 ・平成30年6月末に構築された土砂災害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害・土砂災害対応タイムライン）		
土砂災害 ・土砂災害について、市町地域防災計画に記載している避難情報発令基準について検証する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
共通 ・毎年出水期前に協議会の場を活用し、タイムラインの確認・検証を行う	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

5. 概ね5年で実施する取組（令和4年度～令和8年度）

各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

目標時期の考え方

目標時期（記載例）	考え方
引き続き実施	・今後も継続して行う取組
順次実施	・概ね5年の間に着手する取組

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）		
水害 ・平成29年6月末に構築された水害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
土砂災害 ・平成30年6月末に構築された土砂災害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害・土砂災害対応タイムライン）		
土砂災害 ・土砂災害について、市町地域防災計画に記載している避難情報発令基準について検証する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
共通 ・毎年出水期前に協議会の場を活用し、タイムラインの確認・検証を行う	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等		
共通		
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所および避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等		
共通		
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所および避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
主な取組項目	目標時期	取組機関
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知		
水害		
・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する	<u>2026.3まで</u>	滋賀県
・地先の安全度マップについて、更新し公表する	<u>2026.3まで</u>	滋賀県

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
主な取組項目	目標時期	取組機関
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知		
水害		
・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する	<u>R8.3まで</u>	滋賀県
・地先の安全度マップについて、更新し公表する	<u>R8.3まで</u>	滋賀県

■防災教育の促進		
土砂災害		
・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する	引き続き実施	滋賀県
共通		
・防災に関する出前講座の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
・学校の要請に応じた小学生等を中心とした避難経路の安全点検を実施する	引き続き実施	滋賀県

■防災教育の促進		
土砂災害		
・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する	引き続き実施	滋賀県
共通		
・防災に関する出前講座の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
・学校の要請に応じた小学生等を中心とした避難経路の安全点検を実施する	引き続き実施	滋賀県

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水予測や水位情報の提供の強化		
水害		
・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する	引き続き実施	滋賀県
・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する	引き続き実施	東近江市
・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置、観測し、情報共有する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■避難路、避難場所の安全対策の強化		
土砂災害		
・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	<u>2026.3まで</u> (概成)	滋賀県

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水予測や水位情報の提供の強化		
水害		
・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する	引き続き実施	滋賀県
・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する	引き続き実施	東近江市
・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置、観測し、情報共有する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県
■避難路、避難場所の安全対策の強化		
土砂災害		
・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	<u>R8.3まで</u> (概成)	滋賀県

4) 防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関
■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）		
水害		
・「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成31年3月）東近江土木事務所管内（別紙1）」により河川改修を実施する	引き続き実施	滋賀県
・東近江土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する	引き続き実施	滋賀県
・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をTランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する	引き続き実施	滋賀県
土砂災害		
・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施	滋賀県
■多数の家屋や重要施設等の保全対策		
水害		
・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策としての河川整備等を実施する	2026.3まで (概成)	滋賀県
■ダム等の洪水調節機能の向上・確保		
水害		
・長寿命化計画の見直しを行う	引き続き実施	滋賀県
・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	引き続き実施	滋賀県
■重要インフラの機能確保		
土砂災害		
・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤等の整備を実施する	2026.3まで (概成)	滋賀県

4) 防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関
■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）		
水害		
・「滋賀県河川整備5か年プラン（第3期）（令和6年度～令和10年度）（東近江土木事務所管内）（別紙1）」により河川改修を実施する	引き続き実施	滋賀県
・東近江土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する	引き続き実施	滋賀県
・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をTランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する	引き続き実施	滋賀県
土砂災害		
・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施	滋賀県
■多数の家屋や重要施設等の保全対策		
水害		
・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策としての河川整備等を実施する	R8.3まで (概成)	滋賀県
■ダム等の洪水調節機能の向上・確保		
水害		
・長寿命化計画の見直しを行う	引き続き実施	滋賀県
・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	引き続き実施	滋賀県
■重要インフラの機能確保		
土砂災害		
・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤等の整備を実施する	R8.3まで (概成)	滋賀県

6. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、隨時、取組方針を見直すこととする。

また、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。

<改定履歴>

<u>2017年</u>	6月	1日	作成
<u>2018年</u>	5月	15日	改定
<u>2019年</u>	3月	18日	改定
<u>2022年</u>	6月	6日	改定
<u>2023年</u>	6月	12日	改定

6. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、隨時、取組方針を見直すこととする。

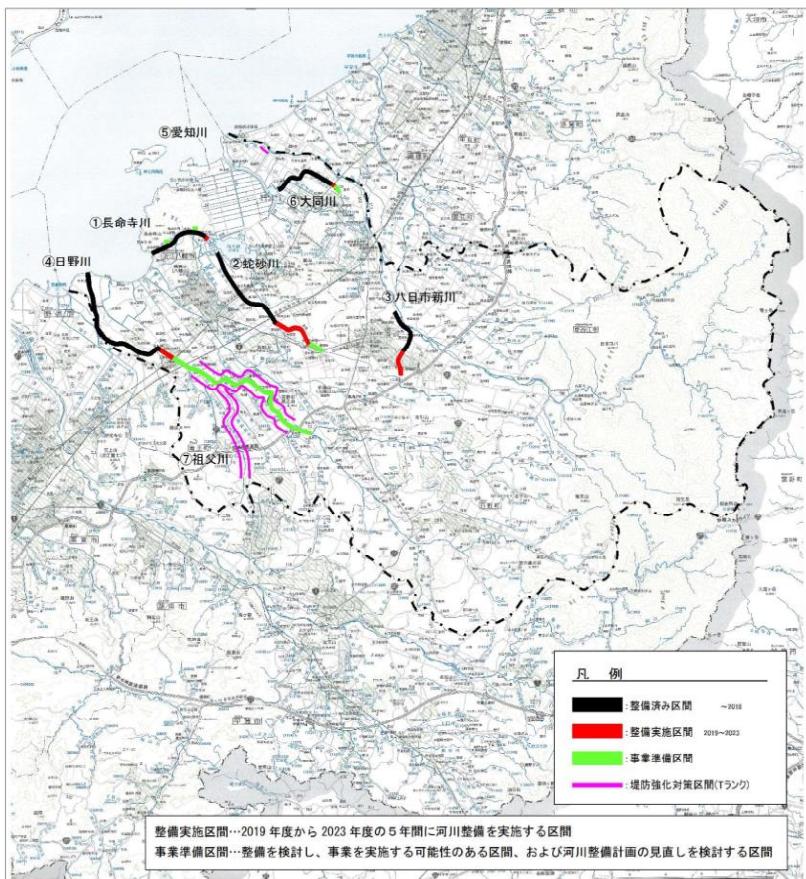
また、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。

<改定履歴>

<u>平成29年</u>	6月	1日	作成
<u>平成30年</u>	5月	15日	改定
<u>平成31年</u>	3月	18日	改定
<u>令和4年</u>	6月	6日	改定
<u>令和5年</u>	6月	12日	改定
<u>令和7年</u>	●月	●日	改定

別紙 1

区間位置図【東近江土木事務所管内】



別紙 1

滋賀県河川整備5か年プラン（第3期）（令和6年度～令和10年度）

区間位置図【東近江土木事務所管内】

